

【法令・動向】 一定の危険有害性（有機溶剤等）のある化学物質（640物質）を取扱う事業場のリスクアセスメント及び譲渡時容器などのラベル表示の義務

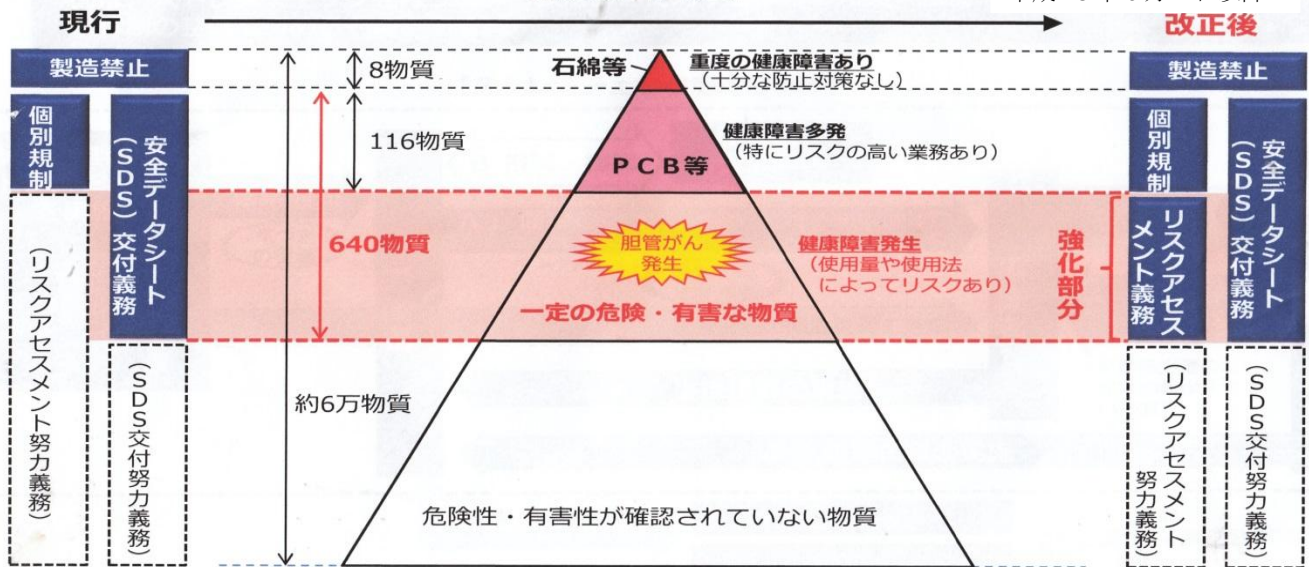
（労働安全衛生法改正 平成28年6月1日施行）

【制度改正の概要】

平成 28 年 5 月 31 日までの現行

【制度改正の概要】

平成 28 年 6 月 1 日以降



（厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署）

【対象事業場】 業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行うすべての事業場が対象となる。製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業など、さまざまな業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクがある事業場です。

【リスクアセスメントの実施義務の対象物質】

事業場で扱っている製品に、対象物質が含まれているかどうか、安全データシート（SDS）の交付対象である640物質（以下のサイトで公開）です。

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/sds640.pdf>

（<http://>による640物質の政令番号です。平成28年6月現在では640+α種類になっています。）

表示義務及び通知義務の対象となる化学物質等とその裾切り値一覧

政令番号	物質名	CAS 番号	表示対象 裾切り値 (重量%)	通知対象 裾切り値 (重量%)
1	アクリルアミド	79-06-1	0.1%未満	0.1%未満
2	アクリル酸	79-10-7	1%未満	1%未満
3	アクリル酸エチル	140-88-5	1%未満	0.1%未満
4	アクリル酸ノルマルブチル	141-32-2	1%未満	0.1%未満
5	アクリル酸2-ヒドロキシプロピル	999-61-1	1%未満	0.1%未満
6	アクリル酸メチル	96-33-3	1%未満	0.1%未満
7	アクリロニトリル	107-13-1	1%未満	0.1%未満
8	アクロレイン	107-02-8	1%未満	1%未満

<http://> による（38 ページ有り 1 部抜粋） 《厚生労働省》

【1. リスクアセスメントの実施時期】

（安全衛生規則第34条2の7 第1項）

1. 対象物を原材料などとして新規に採用したり、変更したりするとき
2. 対象物を製造し、または取り扱う業務の作業の方法や作業手順を新規に採用したり変更したりするとき
3. 前の2つに掲げるもののほか、対象物による危険性または有害性などについて変化が生じたり、生じるおそれがあったりするとき

【2. リスクアセスメントの実施体制】

リスクアセスメントとリスク低減措置を実施するための体制を整えます。
安全衛生委員会などの活用などを通じ、労働者を参画させます。

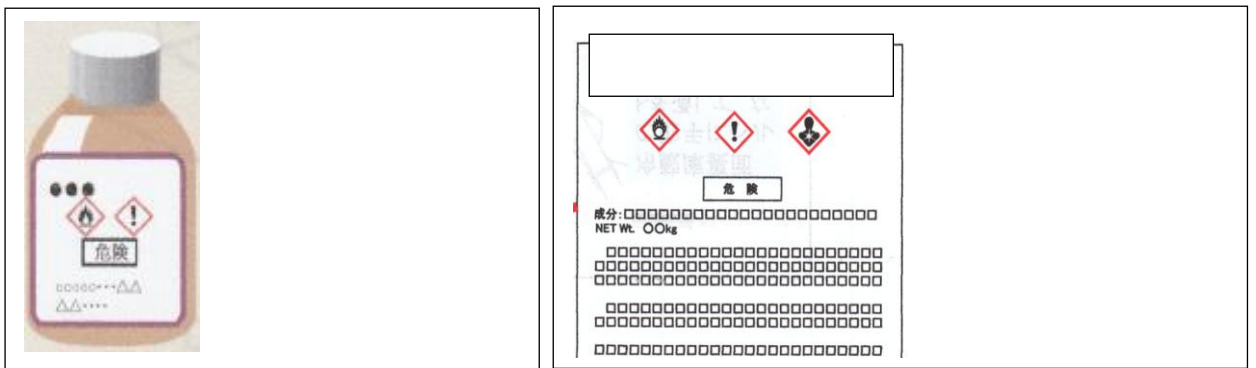
体制にはリスクアセスメントを統括管理する統括安全管理者など、安全管理者また衛生管理者、作業主任者、職長、班長など、リスクアセスメントの実施に携わる人は、必要な教育を実施する。

【3. リスクアセスメントの流れ】

- ステップ1 化学物質などによる危険性または有害性の特定
- ステップ2 特定された危険性または有害性によるリスクの見積もり
- ステップ3 リスクの見積もりの基づくリスク低減措置の内容の検討
- ステップ4 リスク低減措置の実施
- ステップ5 リスクアセスメント結果の労働者への通知の手順で下記のように具体的に進めます。

◇ ステップ1 化学物質などによる危険性または有害性の特定

化学物質などについて、リスクアセスメントなどの対象となる業務を洗い出した上で、SDS（安全データシート）に記載されているGHS分類（化学物質の世界調和システム）などに即して危険性または有害性を特定します。



◇ ステップ2 リスクの見積もり

リスクアセスメントは、対象物を製造し、または取り扱う業務ごとに、次のア～ウのいずれかの方法またはこれらの方法の併用によって行います。（危険性についてはアとウに限る）

- ア. 対象物が労働者に危険を及ぼし、または健康障害を生ずるおそれの程度（発生可能性）と、危険または健康障害の程度（重篤度）を考慮する方法
具体的には以下のような方法があります。

1) マトリックス法	発生可能性と重篤度を相対的に尺度化し、それらを縦軸と横軸とし、あらかじめ発生可能性と重篤度に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法
2) 数値化法	発生可能性と重篤度を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを加算または乗算などしてリスクを見積もる方法
3) 枝分かれ図を用いた方法	発生可能性と重篤度を段階的に分岐していくことによりリスクを見積もる方法
4) コントロール・バンディング	化学物質リスク簡易評価法（コントロール・バンディング）などを用いてリスクを見積もる方法
5) 災害のシナリオから見積もる方法	化学プラントなどの化学反応のプロセスなどによる災害のシナリオを仮定して、その事象の発生可能性と重篤度を考慮する方法

- イ. 労働者が対象物にさらされる程度（ばく露濃度など）とこの対象物の有害性の程度を考慮する方法
具体的には以下のような方法があります。このうち実測値による方法が望ましいです。

(1) 実測値による方法	対象の業務について作業環境測定などによって測定した作業場所における化学物質などの気中濃度などを、その化学物質などのばく露限界（日本産業衛生学会の許容濃度、米国産業衛生専門家会議（ACGIH）のTLV-TWAなど）と比較する方法
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 使用量などから推定する方法	数理モデルを用いて対象の業務の作業を行う労働者の周辺の化学物質などの気中濃度を推定し、その化学物質のばく露限界と比較する方法
(3) あらかじめ尺度化した表を使用する方法	対象の化学物質などへの労働者のばく露の程度とこの化学物質などによる有害性を相対的に尺度化し、これらを縦軸と横軸とし、あらかじめばく露の程度と有害性の程度に応じてリスクが割り付けられた表を使用してリスクを見積もる方法

ウ. その他、アまたはイに準じる方法

危険または健康障害を防止するための具体的な措置が労働安全衛生法関係法令の各条項に規定されている場合に、これらの規定を確認する方法などがあります。

◇**ステップ3** リスク低減措置の内容の検討

リスクアセスメントの結果に基づき、労働者の危険または健康障害を防止するための措置の内容を検討してください。

◆労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則や特定化学物質障害予防規則などの特別則に規定がある場合は、その措置をとる必要があります。

◆次に掲げる優先順位でリスク低減措置の内容を検討します。

ア. 危険性または有害性のより低い物質への代替、化学反応のプロセスなどの運転条件の変更、取り扱う化学物質などの形状の変更など、またはこれらの併用によるリスクの低減
※危険有害性の不明な物質に代替することは避けるようにしてください。

イ. 化学物質のための機械設備などの防爆構造化、安全装置の二重化などの工学的対策または化学物質のための機械設備などの密閉化、局所排気装置の設置などの衛生工学的対策

ウ. 作業手順の改善、立入禁止などの管理的対策

エ. 化学物質などの有害性に応じた有効な保護具の使用

◇**ステップ4** リスク低減措置の実施

検討したリスク低減措置の内容を速やかに実施するよう努めます。

死亡、後遺障害または重篤な疾病のおそれのあるリスクに対しては、暫定的措置を直ちに実施してください。

リスク低減措置の実施後に、改めてリスクを見積もるとよいでしょう。

◇**ステップ5** リスクアセスメント結果の労働者への通知

リスクアセスメントを実施したら、以下の事項を労働者に周知する。

- 1 周知事項（名称、内容、リスクアセスメントの結果、リスク低減措置）
- 2 周知の方法は以下のいずれか（常時掲示または備え付け、書面交付、電子媒体記録）による。
- 3 法第59条第1項に基づく雇入れ時教育と同条第2項に基づく作業変更時に1、2事項の周知教育を行う。
- 4 リスクアセスメントの対象の業務が継続し、上記の労働者への周知などを行っている間は、それらの周知事項を記録し、保存する。

◇その他

法に基づくリスクアセスメント義務の対象とならない化学物質などであっても、法第28条の2に基づき、リスクアセスメントを行う努力義務がありますので、上記に準じて取り組むように努める。

以 上

《一般社団法人東京技能者協会／一般社団法人日本労働安全コンサルタント会東京支部》